

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
<b>領域Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現</b>					
<b>1 生活と仕事の調和(ライフ・ワーク・バランス)の実現</b>					
① 働き方の見直し					
ア. 働き方の改革					
81	働き方改革推進事業	長時間労働の削減・有給休暇の取得促進等に向け、目標及び取組内容を定めて宣言を行い、全社的に取り組む企業を「TOKYO働き方改革宣言企業」とする宣言企業制度を創設し、奨励金や普及成果発信キャンペーンにより、働き方改革推進の気運の醸成を図ります。また、働き方改革とあわせ生産性向上のためのコンサルティングを行います。	・働き方改革の先進的な取組等を専用HP・冊子で紹介 宣言企業 6000社程度		産業労働局
82	働き方改革支援事業	働き方改革宣言を行った企業に対し、改革に取り組む上での助言を行うとともに導入した制度等を実践した場合に助成を行います。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施	・働き方改革宣言企業助成金 最大40万円×1,500社		産業労働局
401	テレワークを活用した女性の雇用拡大事業	テレワーク等の柔軟な働き方を希望し、子育てと仕事の両立を図る女性を対象として、テレワーク可能な企業等を集めた合同就職面接会等による支援を行います。(再掲 No.400参照)	・合同就職面接会 50社	再掲	産業労働局
83	テレワーク導入に向けた体験型普及推進事業	企業の経営者等を対象にテレワークの体験ができるセミナーを実施し、導入への関心を高めるとともにメリットを体感してもらうことでテレワーク導入による働き方の普及を図ります。(再掲 No.65参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)	再掲	産業労働局
84	テレワーク活用促進モデル実証事業	中小・中堅企業を中心に、テレワークの導入や利用拡大を目指すモデル企業を募集し、導入準備から実施、検証までの支援を行い、その過程での課題やその対応等をまとめ、広く発信することで、テレワークの利用促進を図ります。(再掲 No.66参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)	再掲	産業労働局
85	テレワーク推進センター(仮称)等の運営	国家戦略特区の取組として国と連携したテレワーク推進のワンストップセンターを開設し、テレワークが体験できるコーナーを設置するとともに都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進施策に関する総合相談や情報発信等を行う拠点を併設します。(再掲 No.67参照)	29年度終了 (30年度から「テレワーク等普及推進事業」実施)	再掲	産業労働局
86	女性の活躍推進等職場環境整備事業	女性の採用・職域拡大に向けた設備等の整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施。(再掲 No.6, No.68参照)	補助上限：5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更) (3年度から「働く女性応援事業」に事業名変更及び再構築)	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
310	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営するとともに、都の働き方改革をはじめとしたライフ・ワーク・バランス推進の拠点を併設する。また、テレワークを一層普及していくため、都内各地での体験型セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開していく。(再掲No.309参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京テレワーク推進センターの運営</li> <li>テレワーク体験型セミナー 90社110人(20回)</li> <li>ワークスタイル変革コンサルティング 727回</li> <li>サテライトオフィス設置等補助 9件</li> <li>テレワーク促進事業 2,448件</li> <li>TOKYOテレワークアプリ</li> <li>TOKYOテレワーク・モデルオフィスの運営 3か所運営</li> </ul> 等	再掲	産業労働局
389	テレワーク導入モデル体験事業	都内企業にテレワークを体験できるツールを無償貸与することにより、テレワークのメリット・効果を体感できる機会を積極的に提供	2年度終了		産業労働局
390	新型コロナウイルス感染症対策に係るテレワーク活用促進緊急支援	新型コロナウイルス感染症予防等の安全対策のため、従業員が利用可能なテレワーク制度整備に係る機器導入経費を助成	2年度終了		産業労働局
87	在宅勤務普及プロジェクト	在宅勤務を導入している企業の協力を得て、その在有効性を発信することにより、個人をはじめとする様々な主体が働き方を見直すきっかけを提供していきます。(再掲 No.69参照)	産業労働局の関連事業を「女性活躍推進ポータルサイト」で発信	再掲	生活文化局
<b>イ. 男女ともに家庭と仕事を両立させるライフ・ワーク・バランスの推進</b>					
311	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO」を実施する。(再掲No.302参照)	2年度終了(3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施)	再掲	産業労働局
402	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。(再掲No.397, No.398参照)	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局
312	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、家庭と仕事のポータルサイトにて、情報を総合的に提供する。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行う。(再掲No.304参照)	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
88	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例や職場に対する働きかけなどを、WebサイトやSNS等で発信、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実		生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 14万部）		生活文化局
			男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	再掲	生活文化局
403	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジキャンペーン	男性の家事・育児参画に向けた社会全体に向けたマインドチェンジを促すため、当事者だけでなく企業、職場の上司、同僚、親、等あらゆる主体に向けた普及啓発コンテンツを発信する専用サイトを作成し、SNS等を活用し発信	・キャンペーン専用サイトの制作・運用 ・普及啓発用動画作成 ・インフルエンサーを活用した動画作成・広報 ・SNS等を活用した広告		生活文化局
341	男性の家事・育児参画に向けた実態調査	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施（隔年実施）		生活文化局
<b>ウ. 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり</b>					
89	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。（再掲 No.10参照）	2年度終了（3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施）	再掲	産業労働局
374	男性の育児と仕事の両立推進事業	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業のうち、男性の育児と仕事の両立に関し、特に優れた取組を実施した企業を表彰します。（再掲 No. 367参照）	2年度終了（3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施）	再掲	産業労働局
404	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。（再掲 No. 397, No.398, No.402参照）	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局
90	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.11参照）	30年度終了（31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施）	再掲	産業労働局
342	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.330参照）	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社	再掲	産業労働局



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
91	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了	再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。（再掲 No. 12参照）	29年度終了	再掲	産業労働局
92	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。（再掲 No.13参照）	29年度終了（30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施）	再掲	産業労働局
93	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。（再掲 No.14参照）	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内	再掲	産業労働局
313	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO」を実施する。（再掲No.302, No.311参照）	2年度終了（3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施）	再掲	産業労働局
405	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。（再掲No.397, No.398, No.402, No.404参照）	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局
314	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、家庭と仕事のポータルサイトにて、情報を総合的に提供する。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行う。（再掲No.304, No.312参照）	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	再掲	産業労働局
315	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。（再掲No.305参照）	研修 500人 奨励金 ① 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40万円 ② 不妊治療のための休暇制度等の整備 30万円 ③ 不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円 （不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度を整備した場合 10万円加算） 規模200社	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
316	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。(再掲No.306参照)	働くママコース 規模 400件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 400件 金額 250千円～3,200千円	再掲	産業労働局
391	妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給 ※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施	規模 100件 助成額 100千円	再掲	産業労働局
343	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める第三者管理協議会による認定事業者の管理・指導		政策企画局
<b>② 男性の家事・育児等への参画</b>					
<b>ア. 男性の家事・育児等への参画のための環境づくりの促進</b>					
94	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。(再掲 No.10, No.89参照)	2年度終了(3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施)	再掲	産業労働局
375	男性の育児と仕事の両立推進事業	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業のうち、男性の育児と仕事の両立に関し、特に優れた取組を実施した企業を表彰します。(再掲 No.367, No.374参照)	2年度終了(3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施)	再掲	産業労働局
406	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。(再掲No.397, No.398, No.402, No.404, No.405参照)	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局
95	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.11, No.90参照)	30年度終了(31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施)	再掲	産業労働局
344	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.330, No.342参照)	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
96	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。（再掲 No.12, No.91参照）	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了	再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。（再掲 No.12, No.91参照）	29年度終了	再掲	産業労働局
317	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO」を実施する。（再掲No.302, No.311, No.313参照）	2年度終了（3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施）	再掲	産業労働局
407	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。（再掲No.397, No.398, No.402, No.404, No.405, No.406参照）	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局
318	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。（再掲No.306, No.316参照）	働くママコース 規模 400件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 400件 金額 250千円～3,200千円	再掲	産業労働局
97	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例や職場に対する働きかけなどを、WebサイトやSNS等で発信、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。（再掲 No.88参照）	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実	再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。（再掲 No.88参照）	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 14万部）	再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	再掲	生活文化局
408	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジキャンペーン	男性の家事・育児参画に向けた社会全体に向けたマインドチェンジを促すため、当事者だけでなく企業、職場の上司、同僚、親、等あらゆる主体に向けた普及啓発コンテンツを発信する専用サイトを作成し、SNS等を活用し発信（再掲 No.403参照）	・キャンペーン専用サイトの制作・運用 ・普及啓発用動画作成 ・インフルエンサーを活用した動画作成・広報 ・SNS等を活用した広告	再掲	生活文化局



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
345	男性の家事・育児参画に向けた実態調査	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施（隔年実施）	再掲	生活文化局
<b>イ. 男性の家事・育児等への参画促進のための啓発</b>					
98	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。（再掲 No.74参照）	男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	再掲	生活文化局
<b>③ 妊娠・出産・子育てに対する支援</b>					
<b>ア. 保育サービスの充実</b>					
99	保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。（再掲 No.26参照）	国の保育所等整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減	再掲	福祉保健局
100	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。（再掲 No.27参照）	A型 118 か所、B型 17か所 （区部は財政調整交付金により実施）	再掲	福祉保健局
101	認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。（再掲 No.28参照）	・固定資産税・都市計画税 土地616件、家屋614件、償却資産172件 ・不動産取得税 土地1件 ・事業所税 34件	再掲	主税局
102	私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。（再掲 No.29参照）	私立幼稚園預かり保育推進補助 502園	再掲	生活文化局
			私立幼稚園等一時預かり事業費補助 245園	再掲	生活文化局
103	認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。（再掲 No.30参照）	・開設前運営指導 1か所 ・開設後運営指導 6か所	再掲	福祉保健局
104	認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保します。（再掲 No.31参照）	巡回指導実施施設 278か所	再掲	福祉保健局
105	認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員に対する研修を実施します。（再掲No.32参照）	・認証保育所施設長研修 年間106名 ・認証保育所中堅保育士研修 年間149名 ・家庭的保育者研修（認定研修 年間15名、現任研修 年間63名） ・病児・病後児保育研修 年間66名 ・病児・病後児保育（訪問型）研修 中止 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年間6,025名	再掲	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
106	認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助するとともに、多子世帯に対し都独自に認可外保育施設利用者の負担軽減を図ることにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。（再掲No.33参照）	17,429人（一月あたり）	再掲	福祉保健局
107	待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。（再掲 No.34参照）	・固定資産税・都市計画税 716件	再掲	主税局
108	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。（再掲 No.35参照）	開設準備経費補助（国制度） 1施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）	再掲	福祉保健局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。（再掲 No.35参照）	認定こども園の整備等への補助 93園	再掲	生活文化局
		就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。（再掲 No.35参照）	区市立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。幼稚園型認定こども園として認定を受けている公立幼稚園は、3園（令和3年4月1日現在）	再掲	教育庁
109	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う区市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲 No.36参照）	全市町村 39か所	再掲	福祉保健局
110	延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において11時間の開所時間の前後に行う延長保育の充実を図ります。（再掲 No.37参照）	3,306か所 一般型（保育短時間認定）330か所 一般型（保育標準時間認定）2,974か所 訪問型（保育短時間認定）1か所 訪問型（保育標準時間認定）1か所	再掲	福祉保健局
111	病児保育事業費補助	保育所に通所中の児童等が病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。（再掲 No.38参照）	病児・病後児対応型事業 160か所 体調不良児対応型事業 89か所 非施設型（訪問型）事業 0か所	再掲	福祉保健局
112	院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（再掲 No.39参照）	102か所	再掲	福祉保健局



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
319	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。 また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に補助を行います。(再掲 No.307参照)	利用上限 ①待機児童の保護者及び育休満了者の場合 (保育短時間認定) 1日8時間かつ月160時間 (保育標準時間認定) 1日11時間かつ月220時間 ②一時預かり利用支援の場合 年144時間(多胎児の場合は、年288時間)	再掲	福祉保健局
113	都立病院・公社病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。(再掲 No.40参照)	以下のとおり実施 都立病院(2カ所) ・墨東病院 平日8時30分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員4名、利用料2,000円 ・駒込病院 平日8時30分～17時30分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員2名、利用料3,000円  東京都保健医療公社(2カ所) ・多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員4名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・東部地域病院 平日8時30分～18時00分(土・日・祝・年末年始除く)まで 定員8名、利用料2,000円	再掲	病院経営本部
114	企業による保育施設設置支援事業	育児中の女性が活躍できる職場環境が整備されるよう、企業による保育施設設置の相談やPRを行います。(再掲 No.41参照)	・企業内の保育施設の設置等に関する相談窓口の運営 ・企業内保育施設設置セミナー 年8回 ・保育施設設置企業見学会 年5回 ・企業主導型保育施設の共同利用情報の提供 ・共同利用推進セミナー 年2回 ・共同利用に向けた交流会 年2回	再掲	産業労働局
115	企業主導型保育施設設置促進事業	企業主導型保育施設の設置を促進するため、国の補助対象外となる開設時の備品購入等に要する経費に対する補助を行います。(再掲 No.42参照)	100施設	再掲	産業労働局
346	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室(認可外保育室)において、空き定員の一部を地域開放します。(再掲 No.332参照)	各保育室の利用状況を踏まえて、地域開放が可能な保育室・実施規模及び実施時期を検討	再掲	病院経営本部
<b>イ. 地域での子育て支援</b>					
116	一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。	・一般型 650,235人 ・余裕活用型 11,237人 ・都単独型 12,959人		福祉保健局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
117	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	定期利用保育事業 156,188人		福祉保健局
118	子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	60か所（内小規模型5か所） （区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施）		福祉保健局
119	子育てひろば機能の充実	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	都単独型について、市町村部は子育て推進交付金により実施し、区部は財政調整交付金により実施。一般型及び連携型については子ども・子育て支援交付金により実施。		福祉保健局
120	親の子育て力向上支援事業	育児に自信の持てない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施		福祉保健局
121	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	2,516単位 （子ども・子育て支援交付金により実施）		福祉保健局
123	児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	都内10か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供に関する様々な相談、サービスにあっている。		福祉保健局
124	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施		福祉保健局
124	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施		福祉保健局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
125	とうきょうママパパ応援事業（旧出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業））	全ての子育て家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、地域における子育て支援のワンストップ拠点に保健師や助産師などの専門職を配置する取組や、妊娠届出時の面接等の機会に直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦の状況を把握する取組を行う区市町村に対して、補助を実施します。 上記の取組を実施した上で、退院直後の母子に対して心身のケア、育児のサポート等を行う産後ケアや、出産後に家事・育児サポーターを派遣する取組等、産後の支援を行う区市町村を補助します。また、多胎児を育てる家庭に対し、家事育児サポーターの派遣に加え、予防接種などへの移動支援等も実施します。さらに、一歳を迎える子供のいる家庭に対して、応援メッセージを添えた育児パッケージを配布し、子育て支援等の情報提供と家庭状況の把握等を行います。	区市町村補助事業（通年）		福祉保健局
409	サポートコンシェルジュ事業	乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児の安全確認を行う未就園児等全戸訪問事業等の実施により把握した家庭に対して、継続的な見守りを行い、必要に応じて適切な支援を提供します。	○子育て家庭に対して、継続的な見守りを行い、必要に応じて支援を提供	再掲	福祉保健局
320	産後ケア支援事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保に向け、産後ケア事業を実施する区市町村の取組を支援します。	区市町村補助事業（通年）※事業終了		福祉保健局
321	産婦健康診査支援事業	産後うつや新生児の虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する区市町村の取組を支援します。	区市町村補助事業（通年）※事業終了		福祉保健局
410	予防的支援推進とうきょうモデル事業	訪問や関係機関との連携等により支援が必要な家庭を早期に把握し支援につなげる予防的支援を確立・推進し、児童虐待の未然防止を図るため、予防的支援チームの設置と調査研究を行うモデル事業を実施します。	○虐待の未然防止ための予防的支援をモデル実施		福祉保健局
126	児童虐待防止への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応（No. 66参照）、子供家庭支援センターにより対応（No. 60参照）、要支援家庭の早期発見・支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助により実施）		福祉保健局
		児童虐待に係る関係機関との情報共有を図り、早期発見、早期対処していくことで、事態の深刻化の防止を図ります。	○ 警視庁と福祉保健局との児童虐待対応の連携強化に向けた「協定書」に基づき、情報共有範囲の拡大、意見交換会の場の拡充、要保護児童対策地域協議会における連携の促進、普及啓発活動及び研修等における相互協力を推進 ○ 各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努め、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図る		警視庁



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
		学校、児童相談所、警察、民生・児童委員等の関係機関が連携するための組織である学校サポートチームを活用し、児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応につなげます。	小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成26年度から）の全校に学校サポートチームを設置し、多様化、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進		教育庁
127	子供の心診療拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関		福祉保健局
128	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。（再掲 No.36, No.109参照）	全市町村 39か所	再掲	福祉保健局
<b>ウ. 子育てと仕事の両立が可能な環境整備づくりの促進</b>					
129	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例や職場に対する働きかけなどを、WebサイトやSNS等で発信、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。（再掲 No.88, No.97参照）	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実	再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。（再掲 No.88, No.97参照）	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 14万部）	再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	再掲	生活文化局
411	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジキャンペーン	男性の家事・育児参画に向けた社会全体に向けたマインドチェンジを促すため、当事者だけでなく企業、職場の上司、同僚、親、等あらゆる主体に向けた普及啓発コンテンツを発信する専用サイトを作成し、SNS等を活用し発信（再掲 No.403, No.408参照）	・キャンペーン専用サイトの制作・運用 ・普及啓発用動画作成 ・インフルエンサーを活用した動画作成・広報 ・SNS等を活用した広告	再掲	生活文化局
347	男性の家事・育児参画に向けた実態調査	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施（隔年実施）	再掲	生活文化局
130	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。（再掲 No.10, No.89参照）	2年度終了（3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施）	再掲	産業労働局
376	男性の育児と仕事の両立推進事業	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業のうち、男性の育児と仕事の両立に関し、特に優れた取組を実施した企業を表彰します。（再掲 No.367, No.374, No.375参照）	2年度終了（3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施）	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
412	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。（再掲No.397, No.398, No.402, No.404, No.405, No.406, No.407参照）	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局
131	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.11, No.90参照）	30年度終了（31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施）	再掲	産業労働局
348	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。（再掲 No.330, No.342, No.344参照）	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社	再掲	産業労働局
132	東京次世代育成企業支援事業（登録制度）	(1)次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、家庭生活と仕事の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。（再掲 No.12, No.91参照）	登録企業の取組を公表 29年度新規受付終了	再掲	産業労働局
		(2)企業の両立支援全般に対する取組や一般事業主行動計画の具現化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。（再掲 No.12, No.91, No.96参照）	29年度終了	再掲	産業労働局
133	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。（再掲 No.14, No.93参照）	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内	再掲	産業労働局
322	ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	企業におけるライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組をより促進させるため、年間を通じた効果的な広報を実施するとともに、多様なニーズ、課題に応える総合展「ライフ・ワーク・バランスEXPO」を実施する。（再掲No.302, No.311, No.313, No.317参照）	2年度終了（3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施）	再掲	産業労働局
413	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。（再掲No.397, No.398, No.402, No.404, No.405, No.406, No.407, No. 412参照）	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
323	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、家庭と仕事のポータルサイトにて、情報を総合的に提供する。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行う。（再掲No.304, No.312, No.314参照）	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	再掲	産業労働局
324	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進する。（再掲No.305, No.315参照）	研修 500人 奨励金 ① 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40万円 ② 不妊治療のための休暇制度等の整備 30万円 ③ 不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円 （不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度を整備した場合 10万円加算） 規模200社	再掲	産業労働局
325	働くパパママ育休取得応援事業	従業員に希望する期間の育児休業を取得させ復帰させた企業への支援、男性の育児休業取得奨励といった支援を行うことで企業の職場環境整備を推進する。（再掲No.306, No.316, No.318参照）	働くママコース 規模 400件 金額 1,250千円 働くパパコース 規模 400件 金額 250千円～3,200千円	再掲	産業労働局
392	妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給 ※（公財）東京しごと財団に基金を造成して実施	規模 100件 助成額 100千円	再掲	産業労働局
134	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。（再掲No.74, No.98参照）	男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	再掲	生活文化局
349	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める第三者管理協議会による認定事業者の管理・指導	再掲	政策企画局
<b>エ. 行動しやすいまちづくり</b>					
135	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進		福祉保健局
136	福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業7両		都市整備局
		鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅エレベーター等整備事業） （東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等）	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅エレベーター等整備事業） 3駅		都市整備局



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
		鉄道駅エレベーター等整備事業	エレベーター供用開始 1駅1基		交通局
			エスカレーター 供用開始1駅1基		交通局
		ノンステップバスの導入	平成24年度以降全車ノンステップ化		交通局
		フルフラットバスの導入	平成30年度に導入したフルフラットバスの検証		交通局
		マタニティマークの普及への協力	都営地下鉄各駅及び日暮里・舎人ライナー日暮里駅の駅長事務室で配布		交通局
350	ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	障害者等を含む住民参加による建築物や公園等の点検を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援します。また公共施設のトイレの洋式化及び女子トイレの増設等に取り組む区市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインのまちづくり住民参加推進事業 2区市町村</li> <li>ユニバーサルデザインのまちづくり緊急整備事業 2区市町村</li> <li>公共施設のトイレの洋式化 478基</li> <li>公共施設の女子トイレの増設 12基</li> </ul>		福祉保健局
351	大江戸線への子育て応援スペースの試験導入	小さな子供連れの方が安心して気兼ねなく電車を利用できるよう、大江戸線の一部の車両に子育て応援スペースを試験導入	導入車両を大江戸線13編成に拡大		交通局
137	心と情報のバリアフリーに向けた普及・推進	全ての人々が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりを推進するため、様々な障害特性等に配慮し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する情報バリアフリーや、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーの取組を行う区市町村を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施</li> <li>障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動</li> <li>「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供</li> </ul>		福祉保健局
138	子育て親子の外出環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	(子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施)		福祉保健局
377	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	<p>○住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る事業。以下の3つから成り立つ。</p> <p>①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援</p> <p>○東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する。</p>	<p>【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】 36,592千円（既存事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修費補助</li> <li>家賃低廉化補助</li> <li>家賃債務保証料低廉化補助</li> <li>少額短期保険等保険料補助</li> <li>登録協力補助（登録協力報奨金）</li> <li>見守り機器設置費等補助</li> </ul> <p>(令和3年度からの新規事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心居住パッケージ事業</li> </ul> <p>【東京都居住支援協議会】 1,303千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂</li> <li>セミナー開催（2回）</li> <li>東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援</li> <li>区市町村居住支援協議会活動支援補助など</li> </ul>		住宅政策本部
④ 介護に対する支援					
ア. 介護への支援					

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局	
139	在宅介護サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	東京都高齢者保健福祉計画(令和3年度～令和5年度)における主なサービスの目標量(見込み) 訪問介護(ホームヘルプサービス) 30,388,345回/年		福祉保健局	
		訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	訪問入浴介護 574,565回/年			福祉保健局
		訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	訪問看護 11,154,561回/年			福祉保健局
		訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	訪問リハビリテーション 1,578,063回/年			福祉保健局
		通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	通所介護(デイサービス) 11,323,760回/年 通所リハビリテーション(デイケア) 1,999,899回/年			福祉保健局
		短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。	短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 2,116,677日/年			福祉保健局
140	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 19ユニット ・継続 42ユニット		福祉保健局	
141	介護保険施設の整備(特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 7か所719人 ・継続 23か所 1,884人		福祉保健局	
142	介護保険施設の整備(介護老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 0か所 0人 ・継続 2か所 254人		福祉保健局	
<b>イ. 仕事と介護の両立が可能な環境づくりの促進</b>						
143	仕事と介護の両立推進事業	介護と仕事の両立を推進するため、シンポジウム・相談会の開催による意識啓発やポータルサイトの運用による企業や労働者に向けた情報提供を行います。また、介護と仕事の両立に係る相談窓口により企業・労働者個人の実情に応じた助言のほか、必要に応じて専門機関の紹介等を行います。(再掲 No.13, No.92参照)	29年度終了 (30年度から「家庭と仕事の両立支援推進事業」実施)	再掲	産業労働局	

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
144	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度	「ライフ・ワーク・バランス認定企業」の認定 従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「認定企業」として認定し、広く公表します。(再掲 No.10, No.89, No.130参照)	2年度終了(3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施)	再掲	産業労働局
378	男性の育児と仕事の両立推進事業	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業のうち、男性の育児と仕事の両立に関し、特に優れた取組みを実施した企業を表彰します。(再掲 No.367, No.374, No.375, No.376参照)	2年度終了(3年度から「ライフ・ワーク・バランス推進事業」実施)	再掲	産業労働局
414	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。(再掲No.397, No.398, No.402, No.404, No.405, No.406, No.407, No. 412, No. 413参照)	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	再掲	産業労働局
145	雇用環境整備推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.11, No.90, No.131参照)	30年度終了(31年度から「働きやすい職場環境づくり推進事業」実施)	再掲	産業労働局
352	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。(再掲 No.330, No.342, No.344, No.348参照)	研修 20回 専門家派遣 延500回 奨励金 300社	再掲	産業労働局
146	中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。(再掲 No.14, No.93, No.133参照)	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内	再掲	産業労働局
147	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例や職場に対する働きかけなどを、WebサイトやSNS等で発信し、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。(再掲 No.88, No.97, No.129参照)	・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実	再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。(再掲 No.88, No.97, No.129参照)	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布(みらい手帳 14万部)	再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向けシンポジウム(開催回数:1回)の開催(オンライン実施)	再掲	生活文化局



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
415	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジキャンペーン	男性の家事・育児参画に向けた社会全体に向けたマインドチェンジを促すため、当事者だけでなく企業、職場の上司、同僚、親、等あらゆる主体に向けた普及啓発コンテンツを発信する専用サイトを作成し、SNS等を活用し発信（再掲 No.403, No.408, No.411参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン専用サイトの制作・運用</li> <li>・普及啓発用動画作成</li> <li>・インフルエンサーを活用した動画作成・広報</li> <li>・SNS等を活用した広告</li> </ul>	再掲	生活文化局
353	男性の家事・育児参画に向けた実態調査	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施（隔年実施）	再掲	生活文化局
148	男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。（再掲 No.74, No.98, No.134参照）	男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	再掲	生活文化局
<b>2 地域における活動機会の拡大</b>					
<b>ア. 地域における男女平等参画の促進</b>					
149	ライフ・ワーク・バランス推進事業	男性の家事・育児参画に向けた気運を醸成するため、家事・育児に積極的に取り組む男性の事例や職場に対する働きかけなどを、WebサイトやSNS等で発信し、ライフ・ワーク・バランスの推進に向けた普及啓発を実施します。（再掲 No.88, No.97, No.129, No.147参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H30年度に開設したWebサイト「パパズ・スタイル」のコンテンツを充実</li> </ul>	再掲	生活文化局
		子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。（再掲 No.88, No.97, No.129, No.147参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 14万部）</li> </ul>	再掲	生活文化局
			男性参画のための夫婦向けシンポジウム（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	再掲	生活文化局
416	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジキャンペーン	男性の家事・育児参画に向けた社会全体に向けたマインドチェンジを促すため、当事者だけでなく企業、職場の上司、同僚、親、等あらゆる主体に向けた普及啓発コンテンツを発信する専用サイトを作成し、SNS等を活用し発信（再掲 No.403, No.408, No.411, No.415参照）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンペーン専用サイトの制作・運用</li> <li>・普及啓発用動画作成</li> <li>・インフルエンサーを活用した動画作成・広報</li> <li>・SNS等を活用した広告</li> </ul>	再掲	生活文化局
354	男性の家事・育児参画に向けた実態調査	男性の家事・育児参画の気運醸成に向けた事業展開に活用するため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施（隔年実施）	再掲	生活文化局
150	地域で活躍する女性の活動を紹介するイベント	地域における女性の活躍を後押しするため、地域における様々な課題解決のために活躍している女性の事例や、女性が参加しやすい地域活動を紹介します。	東京都女性活躍推進大賞地域部門受賞団体の活動の様子や代表等のインタビューを伝える動画を作成し、都の関連サイトに掲載します。		生活文化局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
151	共助社会づくり推進事業	ボランティア文化の定着に向けた様々な取組を実施し、都民全体のボランティア気運を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京2020大会を契機としたボランティア活動のさらなる推進に向け、ポータルサイト「東京ボランティアレガシーネットワーク」の運営を開始。募集情報や活動のヒントをはじめ、ボランティアに関する様々な情報を発信。</li> <li>「つながる!!TOKYOボランティアフェスタ2021」(開催回数:1回)を開催(オンライン)</li> </ul>		生活文化局
<b>3 男女平等参画を推進する社会づくり</b>					
<b>① 政治・行政分野への参画促進</b>					
<b>ア. 政治・行政分野における男女平等参画の促進</b>					
152	採用及び職域の拡大に当たっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施		各局
153	管理職選考受験の奨励	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施		各局
154	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プランは、育児や介護等の事情にかかわらず、全ての職員の生活と仕事との両立・調和のための施策及びそのために必要な働き方や仕事の進め方の改革について方向性を示す計画です。同時に、次世代育成支援法及び女性活躍推進法の規定に基づき、任命権者(特定事業主)が連名で策定する特定事業主行動計画としても位置付けています。このプランに基づき、「職員のキャリア形成促進」、「育児・介護等と仕事との両立支援」及び「『ライフ・ワーク・バランス』の鍵となる働き方改革」の三つを柱に掲げ、職員誰もが育児・介護等と仕事とを両立し活躍できる「都庁の働き方」を推進しています。	①職員のキャリア形成促進(昇任に向けた職員個別の不安払拭の強化、職員のキャリア形成支援の拡充、昇任機会の確保に向けた取組の推進等) ②育児・介護等と仕事との両立支援(育児関連休暇・休業を取得しやすい職場環境づくり、育児休業等取得への理解促進、介護ニーズ等に対応する更なる支援策の検討等) ③「ライフ・ワーク・バランス」の鍵となる働き方改革(テレワークの更なる推進、職員や職場の特性に応じた勤務時間制度の実現、業務の効率化等を通じた超過勤務縮減・年次有給休暇の取得促進等)		総務局
379	女性活躍推進に向けた研修強化	女性職員の更なる活躍推進及び職員のキャリア形成支援のため、ライフイベントを見据えたキャリアデザインや、多様なリーダーシップの在り方、管理職になるための心構え等に関する研修を行います。	○主事3年目～課長代理級職員を対象として、職層別に実施 ○修了者98名		総務局
355	女性活躍推進のための研修の実施	育児や介護等のライフイベントを控えた女性職員が積極的にキャリア形成を考えられるよう、専門家による講演や管理監督職への意識醸成などを内容とする研修を実施します。	局既存研修等を活用し、育児に関連する休暇や支援制度の周知及び管理監督職に向けた意識啓発を実施		水道局
356	地下駅における女性職員施設の整備	地下駅における女性職員施設の整備推進	現場の詳細調査を実施し、整備方法を検討		交通局
155	審議会等への女性委員の任用促進	審議会等における女性委員の任用率35%を早期に達成し、更なる任用率の向上を目指します。	各局で実施		各局
		女性委員候補者の紹介や人材情報の提供を通じて、都庁内における審議会等の女性委員の任用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>任用計画の進捗管理</li> <li>東京都立大学の女性教員名簿の提供</li> <li>女性委員の積極的任用を依頼する知事名文書の配付</li> <li>各局総務部長への働きかけ</li> <li>「はばたく女性人材バンク」の活用</li> </ul>		生活文化局
<b>イ. 教育分野における男女平等参画の促進</b>					

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
156	東京都教職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン（教育委員会）	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として平成30年3月に改訂した「東京都教職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン」に基づき、女性の活躍やライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組を進め、公立学校教育職員の管理的地位にある女性の比率を高めていきます。	教育管理職選考要綱発表時に対象者へ周知する。		教育庁
<b>② 防災・復興分野への参画促進</b>					
<b>ア. 防災における男女平等参画の促進</b>					
157	女性防災人材の育成	地域で防災活動を支える女性の育成、さらには災害時に女性を取り巻く環境の向上を目指すため、これまで地域防災活動に参加していなかった女性層を掘り起こし、女性人材の裾野を広げた上で、女性リーダーとして活躍できる人材を育成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の基礎知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」の実施（年間5テーマ程度）</li> <li>・リーダー的人材を育成する「防災コーディネーター研修」の実施（年間2回程度）</li> </ul>		総務局
159	防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女を問わず「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月1日現在：17言語673人登録</li> <li>・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図るための研修を全3回実施</li> <li>・災害発生時、防災（語学）ボランティアと避難所等とをマッチングするシステムを開発し、迅速な派遣体制を構築する。</li> </ul>		生活文化局
160	防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化	地域全体の防災力を高めるため、消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織や福祉関係者が連携した訓練を推進します。	家庭内の安全対策の推進者として、また、地域の防災リーダーとして地域住民に対する防火防災思想の普及が期待されている女性防火組織に対して、地域特性に応じた育成指導を推進する。		東京消防庁
161	消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	女性消防団員に対し、子宮頸がん検査及び乳がん検査を実施する。 令和3年度実施内容 ・子宮がん検診：270名受診 ・乳がん検診：223名受診		東京消防庁
			女性を対象とした消防団員募集リーフレットを作成する。 令和3年度実施内容 ・69,200枚作成		東京消防庁
			夏季警戒時や消防団点検時に着用する女性消防団員新型夏服を整備することで、女性制服の暑熱環境を改善し、男女夏服の統一性を図る。 新型夏服 長袖、半袖、ズボン、キュロットスカート 各3,100着（令和2年度新規） 令和3年度実施内容 ・計画通り実施		東京消防庁
		各種災害に対する活動能力向上を目的とした研修を、特別区内58団から女性消防団員各1名（計58名）を対象に1日実施する。 令和3年度実施内容 ・計画通り実施		東京消防庁	



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
			特別区消防団員約14,000名に対し、消防団員教育の手法としてeラーニングを平成30年度より導入しており、令和3年度は教育コンテンツを3本作成する。 令和3年度実施内容 ・計画通り実施		東京消防庁
357	女性消防職員の活躍を支援する環境整備	女性消防職員の更なる活躍のため、より良い職場環境の実現に向けた取組の推進を図ります。	女性活躍推進に係る施策の理解を深め、幹部職員としての能力向上を図るとともにキャリア形成を確立することを目的とした研修を実施する。(実施規模40名×2回) 令和3年度実施内容 ・計画通り実施		東京消防庁
			育児休業復帰後の短時間勤務をする女性の活躍も可能とする救急隊を運用する。(被服の整備) 令和3年度実施内容 ・計画通り実施(18名分の被服の整備)		東京消防庁
380	東京消防庁特定事業主行動計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく東京消防庁特定事業主行動計画を平成28年3月に策定し、女性職員の活躍による組織力向上と、全職員が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進します。	東京消防庁特定事業主行動計画に基づく各取組を推進する。		東京消防庁
<b>③ 教育・学習の充実</b>					
<b>ア. 学校での男女平等</b>					
162	学校における人権教育の実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	人権教育研究協議会における講義、学校訪問における指導・助言、人権教育プログラムへの関連資料の掲載		教育庁
		職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	園長・校長対象、副園長・副校長対象、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象をオンデマンドによる開催		教育庁
		区市教育委員会等との連携を通し、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	区市町村教育委員会指導主事等対象 4回		教育庁
		各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引きである「人権教育プログラム」に適正な指導資料を掲載します。	73,200部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布		教育庁
163	人権教育に関する指導内容や方法の改善・充実	各学校で、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発等を行うよう校内研修を支援します。	・指導訪問で校内研修等における指導・助言 ・人権尊重教育推進校 50校程度		教育庁
		全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。			教育庁
164	都立高校における男女別定員制の緩和	男女別募集人数の9割までを総合成績の順に決定し、1割に相当する人員を男女合同の総合成績により決定することにより、男女別定員制の緩和を図ります。	109校で実施		教育庁

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
165	インターンシップの推進	就業体験を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	・学校外の学修としての単位認定や総合的な探究の時間への位置付けなど特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進 ・都独自教科「人間と社会」の体験活動の一つとして、インターンシップの実施機会の設定		教育庁
166	わく(Work)わく(Work)Week Tokyo (中学生の職場体験)の推進	都内区市町村教育委員会や公立中学校に対し、中学生の職場体験事業(わくわくWeek Tokyo)への参加を呼びかけます。(再掲 No.49参照)	令和元年度終了(中学生の職場体験は、引き続き、各中学校にて実施)	再掲	生活文化局
		公的施設・事業所や一般企業など、受入先を開拓し、5日間程度、中学生の職場体験を実施します。(再掲 No.49参照)	令和元年度終了	再掲	生活文化局
		中学生の職場体験推進協議会及び都庁内推進会議を企画・運営します。(再掲 No.49参照)	令和元年度終了	再掲	生活文化局
		都内の公立中学校に「受入事業所一覧」を提供します。また普及啓発のためのリーフレット等を提供します。(再掲 No.49参照)	令和元年度終了	再掲	生活文化局
		都民の意識啓発・機運の醸成を図るため、中学生の職場体験報告書を作成・配布します。また、東京都教育庁と職場体験発表会を開催します。(再掲 No.49参照)	令和元年度終了	再掲	生活文化局
166	中学生の職場体験の推進	中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。(再掲 No.49参照)	・3~5日 全公立中学校等で実施予定	再掲	教育庁
167	進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	・キャリア教育教師用手引書、キャリア・パスポートの活用に向けたリーフレット(令和2年度全教員に配布)の活用を推進		教育庁
<b>イ. 研修・情報提供</b>					
168	教職員への人権研修の実施	人権課題「女性」等について、今日の人権教育推進に関わる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	・教育管理職候補者研修 879名 年1回開催 ・初任者等研修 442名 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修 580名 年1回開催 ・専門性向上研修 人権教育 20名 年1回開催		教育庁
169	社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	年18回		教育庁
170	情報資料の収集と提供	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発資料を作成、配付します。	(1)広報誌「とうきょうの地域教育」 各28,000部 年3回発行		教育庁
			(2)人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」 105,000部		教育庁
<b>ウ. 多様な学習機会の提供</b>					

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
171	都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	全都立学校 290講座（※ただし、コロナ禍の影響により変更の可能性あり）		教育庁
172	自主学習活動の支援	東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等		生活文化局
173	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリアアップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。（再掲 No.21参照）	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：延べ147科目、定員8,265名 （施設内訓練104科目、4,625名） （委託訓練43科目、3,640名） 在職者向け：定員19,337名	再掲	産業労働局
<b>④ 社会制度・慣行の見直し</b>					
<b>ア. 都庁内における対応</b>					
174	都職員の旧姓使用	旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められるものを除き、都職員の申出により、旧姓を使用することができます。	平成14年4月から実施 平成30年2月及び平成31年4月に使用可能範囲拡大 平成30年1月1日から実施（東京消防庁）		総務局 各局
175	庁内広報紙作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に情報提供等を行います。	ポスター等作成時の留意事項について周知		生活文化局
176	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。	年2回開催 ・施策の進行管理 ・総合調整		生活文化局
<b>⑤ 生涯を通じた男女の健康支援</b>					
<b>ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援</b>					
177	周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期母子医療センターの運営 28施設、 母体救命対応の総合周産期母子医療センターの運営 6施設、 搬送コーディネーターの配置、 周産期連携病院NICU運営費補助 2施設、 災害時周産期医療体制検討部会 1回 災害時小児周産期医療体制研修 2回  周産期医療施設等の整備 施設整備 1施設 設備整備等 22施設  周産期連携病院等の整備 施設整備 0施設 設備整備 5施設  周産期医療ネットワークグループの構築 周産期医療協議会の開催 7回（協議会3回、部会1回、連絡会3回）  小児等在宅移行研修 在宅移行支援病床運営事業 14施設 在宅移行支援病床の整備 施設整備 0施設 設備整備 6施設		福祉保健局  福祉保健局  福祉保健局 福祉保健局  福祉保健局 福祉保健局 福祉保健局



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
			在宅療養児一時受入支援事業 21施設		福祉保健局
			多摩新生児連携病院 2施設		福祉保健局
			周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）12施設		福祉保健局
			産科医等確保支援事業		福祉保健局
			産科医等育成支援事業		福祉保健局
			新生児医療担当医確保支援事業		福祉保健局
			新生児救命研修		福祉保健局
			産科救急対応向上事業		福祉保健局
			その他(周産期医療情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期医療調査事業等)		福祉保健局
			NICU等入院児の在宅移行支援事業		福祉保健局
			新生児医療担当医育成支援事業		福祉保健局
178	小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 38地区		福祉保健局
			小児初期救急医療施設等整備 施設整備 0施設 設備整備 0施設		福祉保健局
			休日・全夜間診療（小児） 全都53施設 79床/日(うちトリアージナース配置 3施設)		福祉保健局
			休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助（小児） 設備整備 1施設		福祉保健局
			こども救命センターの運営 4施設		福祉保健局
			小児医療協議会（協議会0回、部会2回、講演会0回）		福祉保健局
179	母子保健医療に関する相談事業・情報提供事業	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） 母子の健全な育成を図り、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、子供の健康や救急に関して、看護師や保健師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。	相談日時：月曜日から金曜日 午後6時から翌朝8時まで 土日・休日・年末年始 午前8時から翌朝8時まで		福祉保健局
		SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)をはじめ、病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。	相談日時：毎週金曜日（休日及び年末年始は除く） 午前10時から午後4時まで		福祉保健局
		TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報をインターネットにより提供します	子育てベビーガイド 101項目 子供の事故防止・応急手当ガイド 100項目 東京都からのお知らせ 21項目		福祉保健局
		東京都こども医療ガイド インターネットを通じて、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識などの医療情報や子育ての情報などを分かりやすく提供します。	インターネットによる情報提供		福祉保健局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
180	医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	延べ 15件（区部、保健所政令市を除く）		福祉保健局
		入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	認定者数 322人		福祉保健局
181	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用の助成を行います。	延べ 32,900件		福祉保健局
182	不妊検査等助成	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します。	助成件数 10,400件		福祉保健局
393	不育症検査助成	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産、新生児死亡などを繰り返し、結果的に子供を持たないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査に係る費用の一部を助成します。	助成件数 1,200件		福祉保健局
<b>イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育</b>					
183	学校における性教育の実施	各学校が、「性教育の手引」等を活用するなどして、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいた性教育を適切に行うよう支援します。	改訂した「性教育の手引」の活用、性教育の授業30校の実施、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知		教育庁
184	性感染症対策・エイズ対策	性感染症検査保健所及び東京都新宿東口検査・相談室で実施しているHIV検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。	性感染症検査 14,936件		福祉保健局
		性感染症普及啓発活動パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。	○梅毒対策 ・ポスター・リーフレットの作成・配布		福祉保健局
		HIV／エイズ相談検診体制HIV／エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料・匿名でHIV検査を実施します。東京都新宿東口検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間にHIV検査を実施しています。また、検診・相談を通じてHIV／エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。	HIV／エイズ相談・検診体制 ・新宿東口検査・相談室 平日夜間、土曜・日曜 ・都保健所 月1回 3か所（令和3年9月から令和4年3月まで） ・多摩地域検査・相談室 土曜 ※特別区保健所、八王子市保健所においても、月1回～4回程度、無料・匿名でHIV検査及び相談を実施 （新型コロナウイルス対応に伴い、検査を中止している場合有り）		福祉保健局
185	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街等が集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点（ふぉー・てい）事業を実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。	都内の青少年施設や大学等での啓発活動、インターネットや雑誌広告等の実施		福祉保健局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
186	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を、地域の教育機関等と連携しながら、保健所（多摩地域）・東京都結核予防会（23区）が実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアエデュケーターの養成 25人</li> <li>ピアエデュケーターの派遣 4回</li> </ul>		福祉保健局
187	生涯を通じた女性の健康支援	女性の心身の健康に関する相談指導や不妊や不育に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。また、妊娠等に関する正確な知識が広まるように普及啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のための健康ホットライン 通年</li> <li>不妊・不育ホットライン 通年</li> <li>相談指導（相談指導員養成） 通年</li> <li>不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 通年</li> <li>妊娠相談ほっとライン 通年</li> <li>特定妊婦に対する産科受診等支援 通年</li> <li>妊産婦に対するオンライン相談 通年</li> </ul>		福祉保健局
188	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。	<p>原則として電話による予約制で、一人あたりの診療時間は30分程度</p> <p>都立病院（3か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大塚病院（週3回）</li> <li>・墨東病院（週3回）</li> <li>・多摩総合医療センター（月2回）</li> </ul> <p>東京都保健医療公社（2か所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩南部地域病院（週1回）</li> <li>・大久保病院（週1回）</li> </ul>		病院経営本部
359	女性医療の充実	様々な診療科及び多職種による連携の下、思春期から妊娠の前段階、妊娠、出産、子育て／仕事、更年期、老年期と女性のライフステージに応じた医療及び支援を切れ目なく提供する体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大塚病院において、女性生涯医療外来を運営</li> <li>○多摩メディカル・キャンパス整備基本計画を踏まえ、レディースエリアの設置に向けて具体的に検討</li> </ul>		病院経営本部
360	女性の健康等に関する普及啓発	都立病院の医療スタッフが、自治体の健康づくり部門や保健所、民間と連携し、女性に関する医療や健康づくり情報の普及啓発及び情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大塚病院において、妊娠・出産、女性特有の疾患等に関する公開講座を開催</li> <li>○ 大塚病院において、女性に関する医療・健康に関する情報を発信</li> </ul>		病院経営本部
189	生活習慣改善推進事業	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。	<p>&lt;ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都内区市町村等が作成するマップの追加・更新</li> <li>・サイトの活用促進に向けた普及啓発</li> </ul> <p>&lt;健やかな睡眠を得るための普及啓発事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職域向けイベント等で、「適切な睡眠の意義やとり方」等に関するパネルやポスターの展示、リーフレット配布を行い、睡眠に関する普及啓発を行う。</li> </ul> <p>&lt;地域における食生活改善普及事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドブック「野菜、あと一皿」等を活用した普及啓発</li> </ul> <p>&lt;変化した日常生活における生活習慣改善に向けた取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の変化した日常生活において負担感なく実践できる健康づくりのポイントを紹介する特設サイトを作成し、紙媒体も活用して職場、家庭に向けて広く啓発。</li> </ul>		福祉保健局
190	「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」（以下「マップ」という。）を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施		福祉保健局



No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
191	地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施		福祉保健局
361	地元から発信する健康づくり支援事業	地域で健康づくりに取り組む団体等の活動事例の表彰や紹介を通じて、健康寿命の延伸に向けた地域活動の活性化を図ります。	令和元年度より実施、単年度事業のため事業終了		福祉保健局
192	女性のがん対策強化事業	女性特有のがん検診（子宮頸がん及び乳がん）について、検診の重要性を訴え、がんの予防と早期発見につなげるため、広く普及啓発を行います。	(1) 乳がん ・母の日・乳がん月間キャンペーン、都庁舎ライトアップ ・女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」やSNSを活用した普及啓発 ・女性の健康週間キャンペーン  (2) 子宮頸がん ・女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」やSNSを活用した普及啓発 ・女性の健康週間キャンペーン		福祉保健局
193	自殺総合対策東京会議	東京の自殺の現状を把握や、平成30年6月に策定した東京都自殺総合対策計画に基づく施策の評価・検証を行うなど、関係機関と連携した総合的な自殺対策を推進します。また、区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化します。	自殺総合対策東京会議 1回/年 計画評価部会 2回/年 重点施策部会 2回/年		福祉保健局
194	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題への認識や社会的取組の必要性について、広く都民の理解を促進するため、9月と3月を自殺対策強化月として、様々な取組を実施します。	自殺防止！東京キャンペーン 2回/年		福祉保健局
195	「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等へつなぎ、協働して取り組む役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を支援します。	・関係機関等からの依頼を受けた場合に、講師派遣を行う「出前研修」を実施 ・区市町村等がゲートキーパー養成を行う場合に活用可能な資材の作成		福祉保健局
196	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。また、遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。	63機関 ・相談窓口一覧リーフレットの配布 ・遺族支援リーフレットの配布 ・離職者等向けリーフレットの配布		福祉保健局
197	夜間こころの電話相談事業	通常相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	準夜間帯における電話相談		福祉保健局
198	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	自殺相談専用の相談電話窓口を設置し、つらい悩みを抱える方の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなげることで自殺防止を図ります。	365日（受付は午後2時から翌朝午前5時半まで）		福祉保健局
199	地域自殺対策強化事業	地域の実情を踏まえた効果的な自殺対策事業に補助を行います。	区市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への補助		福祉保健局

No.	事業名	事業概要	令和3年度事業規模	再掲	所管局
326	SNS自殺相談	若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。	365日（受付は午後5時から午後9時半まで、8月20日以降午後3時から午後9時半まで）		福祉保健局
362	女性アスリートへの支援（普及啓発冊子の作成）	女性アスリート特有の健康上の課題と対応等を記載した冊子を作成し、都内競技団体等を通じてジュニア層や指導者等に普及啓発します。	都が実施する競技力向上事業を活用し、参加者である女性アスリートに冊子等を用いて普及啓発を促進		オリンピック・パラリンピック準備局